

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令の
一部を改正する政令案に対する意見募集の結果について

令和8年9月29日
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。いただいた御意見に対する当省の考え方を公表いたします。

1. 意見募集期間

令和8年6月15日（月）～令和8年7月15日（水）

2. 意見募集の結果

8件

3. 御意見の内容及び御意見に対する考え方

寄せられた御意見の内容及び当該御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、寄せられた御意見については、整理又は要約しています。

また、本意見募集は、家庭用温水機器判断基準ワーキンググループにおいて取りまとめられた制度の実施に必要となる政令改正に関するものであり、省令及び告示の改正に関する意見募集は別途実施する予定です。このため、本意見募集の対象外となる御意見については、考え方をお示ししておりませんが、御意見として承っております。

御意見の概要及び御意見に対する考え方

今回のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する提出御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

御意見	御意見に対する考え方
給湯分野の更なる省エネ・非化石転換推進の観点から制度対象の拡大が必要。一方で、本改正案では電気温水機器の対象事業者の要件が年間生産・輸入量 500 台以上から 3,000 台以上となり、対象範囲が縮小されるため妥当ではない。	政令十九条で定める要件（三千台）については、法第百五十条第一項における勧告の要件の一部について、年間国内出荷量等を含む業界実態等を踏まえ定めるものである。本制度の規制対象の要件として定めているものではなく、規制対象の範囲を縮小しているものではない。
省エネ法第 149 条第 1 項は、エネルギーの使用の合理化を目的とするトップランナー制度の規定であり、化石・非化石燃料双方の合理化を対象としたものの。一方、本制度は化石燃料由来のエネルギー消費量の削減を目的とする制度であるため、第 149 条第 1 項の枠組みに位置付けることは適切ではない。	省エネ・非化石転換法における「エネルギー」は、化石燃料及び非化石燃料並びに熱及び電気と定義されているが、同法に基づく特定の措置において、政策目的に応じて特定のエネルギーの使用の合理化に着目することは妨げられないため、本措置を 149 条第 1 項の制度に位置付けることは適切である。
ガス温水機器、電気温水機器の各機器における既存のトップランナー制度と本制度の関係が不明確であり、事業者の混乱を招くおそれがあるため、制度体系の整理や施行令の分離を検討すべきである。	エネルギー消費性能の向上に関しエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項については、特定エネルギー消費機器毎に告示において定めることとしており、告示において既存制度との整理を明確にした上で、製造事業者等に混乱が生じないよう適切に運用する。
施行令改正に伴い、電気ヒーター温水機器が制度対象機器として追加されるが、化石エネルギー消費量による評価では、電気ヒーター温水機器が高効率給湯器と同様又はそれ以上と評価される等、適切な評価がなされない可能性がある。電気ヒーター温水機器の促進を目的とする制度である場合、施行令改正に反対する。	本制度は、電気ヒーター温水機器の促進を目的とするものではなく、給湯分野におけるエネルギー使用の更なる合理化、更には非化石エネルギーへの転換を促進することが目的である。なお、資源エネルギー庁による試算では、高効率給湯器の化石エネルギー消費量は電気ヒーター温水機器よりも小さくなることを確認している。